

湘南藤沢地方卸売市場業務規程

2026年4月1日施行分

湘南青果株式会社

第 1 章 総則

第 1 条（趣旨）

この規程は、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）、同法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）及び同法施行規則（昭和 46 年農林省令第 52 号）に基づき、湘南青果株式会社（以下、「開設者」という。）が開設する湘南藤沢地方卸売市場（以下「市場」という。）の業務運営、取り扱う物品の品質管理、施設の管理その他必要な事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化と流通の円滑化を図り、もって地域住民の消費生活の安定に資することを目的とする。

第 2 条（市場運営の基本方針）

開設者は、市場において売買取引を行う者（以下、「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱をしてはならない。

第 3 条（取扱品目）

市場の取扱品目は、野菜、果実及びこれらの加工品並びにその他の食料品（野菜又は果実の加工品を除く。）及び酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 2 条第 1 項の種類を除く飲料とする。

- 2 開設者は、前項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下、「食品等持続的供給法」という）第 42 条第 1 項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。

ただし、市場において、取扱予定がないものを除く。

第 4 条（開場の期日）

市場は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日から 4 日まで及び 12 月 30 日から 31 日（以下、「休日」という。）を除き毎日開場するものとする。

- 2 開設者は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するために特に必要があると認めたときは、休日に開場すること、これらの者の利益を阻害しないと認めるときは休日以外の日に開場しないことができる。

第5条（開場の時間等）

開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 取引の開始の時刻は、午前7時とする。

3 開設者は前2項の規定にかかわらず、市場業務の運営上必要があると認めたときは、開場の時間及び取引の開始の時刻を臨時に変更することができる。

第6条（市場関係者への周知）

開設者は、開場の期日、時間及び取引開始の時刻を臨時に変更しようとするときは出荷者及び第2章各節に定める事業者（以下「市場関係事業者」という。）に周知するものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

第7条（卸売業者）

第3条の規定による取扱品目の卸売業務は卸売業者が自ら行うものとする。

第8条（保証金の預託）

卸売業者は、卸売業務の許可を受けた日から起算して30日以内に、保証金を開設者に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売業務を開始してはならない。

第9条（保証金の額等）

卸売業者が預託すべき保証金の額は、100万円とする。

第10条（保証金の追加預託）

卸売業者が預託した保証金について、差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、預託すべき保証金の額の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、開設者の指定する期間（次項において「指定期間」という。）内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、指定期間内に前項の規定による預託を完了しない場合においては、その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

第11条（保証金の充当等）

開設者は、卸売業者が利用料金その他市場に関して開設者に支払うべき料金（消費税

及び地方消費税を含む。)の支払を怠ったときは、当該卸売業者が預託した保証金を他の債権者に優先して支払いを怠った金額に充てることができる。

- 2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託による債権を有する者は、当該債権に関し、当該卸売業者が預託した保証金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

第12条（保証金の返還）

保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して2ヶ月を経過した後でなければこれを返還しない。

第2節 仲卸業者

第13条（仲卸業者の承認）

市場において仲卸業務を行おうとする者は、開設者の承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する承認を受けようとする者は、開設者に対して次の事項を記載した仲卸業者承認許可申請書を提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 資本金又は出資の額及び役員の氏名

- 3 開設者は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が次のいずれかに該当するものであるとき。

ア 第16条第1項若しくは第2項又は第65条第1項第2号の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日において仲卸業者の代表者であった者で、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき

イ 他の中央卸売市場ないし地方卸売市場、公設市場（以下「他市場」という。）において、第16条第1項若しくは第2項又は第65条第1項第2号に規定する承認の取消しに類する取消し処分を受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき

(3) 申請者の役員に、次のいずれかに該当する者がいるとき。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法若しくは旧法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第16条第1項若しくは第2項又は第65条第1項第2号の規定による承認の取消しを受けた法人にその取消しを受ける原因となった事項が発生し

た当時業務を執行する役員として存在していた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その取消しの日から起算して3年を経過しないもの

エ 他市場において、第16条第1項若しくは第2項又は第65条第1項第2号に規定する承認の取消しに類する取消し処分を受けた当該他市場の仲卸業者にその取消を受ける原因となった事項が発生した当時業務を執行する役員として存在していた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その取消しの日から起算して3年を経過しないもの

オ 市場の他の仲卸業者の役員若しくは使用人である者

(4) 申請者が仲卸業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験及び資力信用を有しないとき。

(5) 申請者が市場の卸売業者であるとき。

(6) 申請者が、神奈川県暴力団排除条例（平成23年12月28日条例第75号）に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、及び総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当するか、反社会的勢力と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(7) 申請者が反社会的勢力又はその構成員をその業務に従事させているとき。

第14条（仲卸業者の保証金の預託）

仲卸業者は、前条第1項に規定する承認を受けた日から起算して30日以内に、保証金を開設者に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、仲卸業務を開始してはならない。

第15条（仲卸業者の保証金の額及び追加預託及び充当又は返還等）

仲卸業者の預託すべき保証金の額は、市場施設（市場の用地、建物その他の施設をいう。以下同じ。）の利用料金月額額の6倍に相当する額とする。

2 仲卸業者が預託した保証金について、差押、仮差押若しくは仮処分があったとき、国税滞納処分若しくはその例よる差押があったとき又は預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、仲卸業者は、開設者の指定する期間（次項において「指定期間」という。）内に、強制執行された金額、民事保全若しくは民事保全命令の対象となった金額又は不足した金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

3 仲卸業者は、指定期間内に前項の規定による預託を完了しない場合においては、その預託を完了するまでは、仲卸の業務を行うことができない。

- 4 開設者は、仲卸業者が利用料金その他市場に関して開設者に支払うべき料金（消費税及び地方消費税を含む。）の支払を怠ったときは、当該仲卸業者が預託した保証金を他の債権者に優先して支払いを怠った金額に充てることができる。
- 5 仲卸業者に対して市場における卸売のための販売による債権を有する卸売業者は当該債権に関し、当該仲卸業者が預託した保証金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。
- 6 保証金は、仲卸業者がその資格を失った日から起算して2ヶ月を経過した後でなければ、これを返還しない。

第16条（仲卸業務の承認の取消し）

開設者は、仲卸業者が第13条第3項第2号から第6号のいずれかに該当することとなったとき、又は仲卸業者が第13条第3項第7号に該当することとなり、かつ開設者の指定する期間内に当該仲卸業者がこれを是正することが出来なかったときは、その承認を取り消すものとする。

- 2 開設者は、仲卸業者が正当な理由がないにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。
 - （1）第14条第1項の規定に違反し、保証金の預託をしないとき。
 - （2）第13条第1項に規定する承認を受けた日から起算して30日以内に、その業務を開始しないとき。
 - （3）引き続き30日以上その業務を休止したとき。
 - （4）その業務を遂行しないとき。
- 3 開設者は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方に対し、処分の原因となった理由を通知して第68条に規定する代表者会（以下、「代表者会」という。）による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を提示し、意見を陳述する機会を与えなければならない。

第17条（仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

仲卸業者が事業（市場における仲卸業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて開設者の承認を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

- 2 仲卸業者である法人の合併の場合（仲卸業者である法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における仲卸業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について開設者の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、当該仲卸業者の地位を承継する。
- 3 前2項に規定する承認を受けようとする者は、開設者に対して申請をしなければな

らない。

- 4 第13条第3項の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。

この場合において、第13条第3項中「当該申請者」とあるのは「当該申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により当該業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

- 5 第1項又は第2項の規定による仲卸業者の事業の譲渡又は合併若しくは分割による地位の承継の承認については、譲渡人又は合併前若しくは分割前の法人が使用の指定を受けていた市場施設の使用を認められたものと解してはならない。

第18条（仲卸業者の名称変更等の届出）

仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を開設者に届け出なければならない。

- （1）仲卸業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- （2）第13条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があったとき。
- （3）仲卸業務を廃止したとき。

- 2 仲卸業者が解散したときは、当該仲卸業者の清算人は、遅滞なく、その旨を開設者に届け出なければならない。

第3節 売買参加者

第19条（売買参加者の承認）

卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者及び第25条に規定する相対取引事業者を除く。）は、開設者の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。

- （1）個人の場合は氏名、生年月日、名称、商号のある場合は商号、住所及び略歴
- （2）法人の場合にあっては、法人の商号、資本又は出資の額、及び役員の氏名
- （3）卸売を受けようとする取扱品目の買受見込み高
- （4）その他必要な事項

- 3 開設者は、第1項の承認を受けようとする者又はその者の業務を執行する役員が、次の各号の一に該当するときは同項の承認をしないものとする。

- （1）申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- （2）禁錮以上の刑に処された者又は法若しくは旧法の規定により罰金の刑に処された者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの。
- （3）申請者（申請者が法人である場合にあっては、その代表者）が市場の卸売業者

又は仲卸業者であるとき。

- (4) 申請者が、第21条又は第65条第1項第3号の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (5) 申請者が、第21条又は第65条第1項第3号の規定による承認の取消しを受けた法人にその処分を受ける原因となった事項が発生した当時業務を執行する役員として在任していた者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)で、その取消しの日から起算して1年を経過しないものであるとき。
- (6) 申請者の役員に、第21条又は第65条第1項第3号の規定による承認の取消しを受けた者又はこれらの規定による承認の取消しを受けた法人にその処分を受ける原因となった事項が発生した当時業務を執行する役員として在任していた者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)で、その取消しの日から起算して1年を経過しないものがあるとき。
- (7) 他市場において、第21条又は第65条第1項第3号に規定する承認の取消しに類する取消し処分を受け、その取消しの日において当該他市場の売買参加者、又は売買参加者の代表者若しくは売買参加者にその取消しを受ける原因となった事項が発生した当時業務を執行する役員として在任していた者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)であった者で、その取消しの日から起算して1年を経過しないものがあるとき。
- (8) 申請者が、反社会的勢力に該当するか、反社会的勢力と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (9) 法人の場合にあっては、その役員のうちに前号のいずれかに該当する者があるとき。
- (10) 申請者が反社会的勢力又はその構成員をその業務に従事させているとき。
- (11) 卸売の相手方として必要な知識及び資力信用を有しない者であると認めるとき。

第20条(売買参加者の名称変更等の届出)

前条第1項の承認を受けた者(以下、「売買参加者」という。)は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、その旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 前条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があったとき。
 - (2) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。
- 2 売買参加者が死亡し、または解散したときは、当該売買参加者の相続人または清算人は、遅滞なく、その旨を開設者に届け出なければならない。

第21条（売買参加者の承認の取消し等）

開設者は、売買参加者が第19条第3項第1号から第9号のいずれかに該当することとなったとき、第19条第3項第10号に該当することとなり、かつ開設者の指定する期間内にこれを是正することができなかつたとき、又は第19条第3項第11号に該当することとなったと認めるときは、その承認を取消すものとする。

2 開設者は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。

- （1）売買取引に関して不正な行為があつたとき。
- （2）買受代金の支払を怠つたとき。
- （3）保管の費用若しくは損失金の支払を怠つたとき。
- （4）正当な理由がなくて引続き3ヶ月以上休業したとき。

第22条（売買参加者の保証金）

卸売業者は、卸売を受けようとする売買参加者から保証金の預託を受けることができる。

第23条（売買参加者章）

開設者は、売買参加者の承認をしたときは、売買参加者章を交付するものとする。

2 売買参加者は、前項による売買参加者章を市場内において常に着用しなければならない。

第24条（売買参加者組合）

売買参加者が、売買参加者をもって組織する組合をつくつたときは、その規約、役員の氏名、組合員数を開設者に届け出るものとする。

当該規約を変更した時、当該役員が改選されたときは開設者に届け出るものとする。

第25条（相対取引事業者）

卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に第31条に規定する相対取引により卸売を行おうとするときは、その卸売の相手方（以下、「相対取引事業者」という。）について、取引の開始までに開設者に次に掲げる事項を記載した書面を届け出なければならない。

- （1）氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては代表者の氏名
- （2）主たる事業所の所在地（相対取引事業者が個人である場合に限る。）

第4節 関連事業者

第26条（関連事業者の承認）

開役者は市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、出荷者、売買参加者その他市場の利用者の便益を提供し又は市場の機能の充実をはかるため、次に掲げる者に対し、市場内において店舗その他の施設を設けて営業することを承認することができる。

（１）食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者。

（２）飲食店営業、理容業、その他市場の利用者に便益を提供するものとして業務を営む者。

（３）その他市場の機能の充実に資するものとして業務を営む者。

２ 前項の承認を受けて市場内において営業をしようとする者は申請書を開設者に提出しなければならない。

３ 開設者は、前項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認をしてはならない。

（１）申請者が破産者で復権を得ないもの。

（２）申請者（申請者が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が禁錮以上の刑に処せられた者又は法若しくは旧法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

（３）申請者が、第28条又は第65条第2項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないもの。

（４）申請者が、第28条又は第65条第2項の規定による承認の取消しを受けた法人にその処分を受ける原因となった事項が発生した当時業務を執行する役員として在任していた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき。

（５）申請者の役員に、第28条又は第65条第2項の規定による承認の取消しを受けた法人にその処分を受ける原因となった事項が発生した当時業務を執行する役員として在任していた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その取消しの日から起算して3年を経過しないものがあるとき。

（６）他市場において、第28条又は第65条第2項に規定する承認の取消しに類する取消し処分を受け、その取消しの日において他市場の関連事業者、又は関連事業者の代表者若しくは関連事業者によるその取消しを受ける原因となった事項が発生した当時業務を執行する役員として在任していた者（当該事項の発生を

防止するため相応の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)であった者で、その取消しの日から起算して3年を経過しない者。

- (7) 申請者が、反社会的勢力に該当するか、反社会的勢力と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
 - (8) 申請者が法人の場合にあっては、その役員のうちに前号のいずれかに該当する者があるとき。
 - (9) 申請者が反社会的勢力又はその構成員をその業務に従事させているとき。
 - (10) 申請者が業務を適確に遂行するために必要な知識、経験及び資力信用を有しない者であると認めるとき。
 - (11) 申請者が業務を行うために必要な行政庁の許可等を受けていない者であるとき。
- 4 開設者は第1項の承認をした場合には、関連事業者が使用する市場施設の賃貸借契約等の諸契約を当該関連事業者と締結しなければならない。

第27条（関連事業者の保証金の預託及び額及び追加預託及び充当又は返還等）

関連事業者は、開設者から前条第1項の承認を受けた日から起算して30日以内に、保証金を開設者に預託しなければならない。

- 2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。
- 3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、市場施設の利用料金月額額の6倍に相当する額とする。
- 4 第15条第2項から第6項までの規定は、第1項の保証金について準用する。

第28条（関連事業者の承認の取消し）

開設者は、関連事業者が第26条第3項第1号から第8号若しくは第11号のいずれかに該当することとなったとき、関連事業者が第26条第3項第9号に該当することとなり、かつ開設者の指定する期間内にこれを是正することが出来なかったとき、又は第26条第3項第10号に該当することとなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

- 2 開設者は、関連事業者が正当な理由がないにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、その承認を取り消すことができる。
 - (1) 第27条第1項の規定に違反し、保証金の預託をしないとき。
 - (2) 第26条第1項に規定する承認を受けた日から起算して30日以内に、その業務を開始しないとき。
 - (3) 引き続き30日以上その業務を休止したとき。
 - (4) その業務を遂行しないとき。

第29条（関連事業者の規制等）

開設者は、関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは関連事業者に対し、その業務内容について必要な指示をすることができる。

2 関連事業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を開設者に届け出なければならない。

（1）関連事業の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

（2）第26条3項各号に掲げる事項に変更があったとき。

（3）関連事業の業務を廃止したとき。

3 関連事業者が死亡し、又は解散したときは、当該関連事業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を開設者に届け出なければならない。

第3章 売買取引及び決済の方法

第30条（売買取引の原則）

市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

第31条（売買取引の方法）

卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売、入札の方法又は相対による取引（相対売又は定価売の方法による取引をいう。以下「相対取引」という。）の方法によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合であって開設者が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

（1）市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合

（2）市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

3 卸売業者は、売買取引の方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

第32条（せり売の方法）

卸売のためのせり売は、その販売物品について、荷印、等級及び数量（重量）その他必要な事項を呼びあげた後でなければ、開始することができない。

2 せり落しは、せり人が最高申込価格を3回呼びあげた後その申込者をせり落とし人として決定する。

ただし、その最高価格が指値に達しないときは、この限りでない。

3 前項の呼びあげ回数は、時宜により変更することができる。

4 最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽せん、その他適宜の方法により、せり

落とし人を決定する。

- 5 セリ人はせり落とし人を決定したときは、直ちに、その価格及び氏名又は商号を呼びあげなければならない。

第33条（入札の方法）

卸売のための入札は、その販売物品について、荷印、等級及び数量その他必要な事項を掲示し、又は、呼びあげた後入札人に対し、一定の入札用紙に氏名、入札金額、その他指定事項を記載させてこれを行わなければならない。

- 2 開札は、入札終了後直ちに行い、最高価格の入札人をもって落札人とする。
- 3 前条第4項及び第5項の規定は、入札の場合に準用する。
- 4 卸売のための入札が、次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。
 - （1）入札人を確定できないとき。
 - （2）入札金額その他指定事項が不明のとき。
 - （3）入札に際して不正行為があったとき。

第34条（異議の申立）

せり売又は入札に参加した者が、そのせり落とし又は落札について異議があるときは、直ちに開設者にこれを申し立てることができる。

- 2 開設者は前項の申し立てについて正当な事由があると認めるときは、せり直し又は再入札を指示することができる。

第35条（差別的取扱の禁止）

卸売業者は、卸売業務に関し、出荷者又は買受人（仲卸業者、売買参加者をいう。以下同じ。）若しくは相対取引事業者に対して不当に差別的取扱いをしてはならない。

第36条（卸売の相手方の制限）

卸売業者は、市場における卸売業務について、買受人及び相対取引事業者（以下、「買受人等」という。）以外の者に対して卸売をしてはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- （1）災害の発生等により、国又は地方公共団体が許可した場合
- （2）卸売業者が、受託物品を自ら買い受ける場合（以下、「自己買受」という。）
- （3）他の卸売業者に対して当該卸売事業者が取扱品目の卸売をする場合

第37条（売買取引の条件の公表）

卸売業者は、次に掲げる事項について、公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
 - (2) 取扱品目
 - (3) 取扱物品等の引渡しの方法
 - (4) 委託手数料その他の取扱物品等の卸売に関し出荷者又は買受人等が負担する費用の種類、内容及び額
 - (5) 取扱物品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
 - (6) 売買取引に関して出荷者又は買受人等に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）
- 2 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等の種類ごとの交付額について、その月の末日までに開設者に報告するとともに、開設者が適切と認める方法により公表しなければならない。

第38条（受託契約約款）

卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについては、受託契約約款を定めることができる。

- 2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときは、開設者に届出なければならない。当該受託契約約款を変更した時も同様とする。
- 3 卸売業者は、開設者が適切と認める方法により受託契約約款を公表しなければならない。

第39条（受託物品の検収等）

卸売業者が市場で受託物品を受領する場合は、検収を確実にを行い受託物品の種類、数量、等級、品質、原産地の表示等について異状を認めたときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

ただし、受託物品の受領に出荷者が立会っていてその了承を得られたときは、この限りではない。

- 2 卸売業者が市場外において受託物品を受領する場合は、卸売業者は確実な検収に務めるとともに、受託物品に異常を認めたときは速やかに委託者に通知するものとし、委託者から直接買受人又は相対取引事業者当該物品が引き渡される場合にあっては、当該買受人又は相対取引事業者が検収を行うものとする。

第40条（物品の配列）

卸売業者は、せり売り又は入札の方法による卸売をする場合は、当該卸売前に買受人が下見できるように、現品又は見本を卸売場に配列しなければならない。

第41条（卸売物品の引取）

買受人等は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

2 卸売業者は、正当な理由がなく買受人等が引き取りを怠ったと認められるときは、買受人等の費用でその物品を保管し又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

3 卸売業者は、前項後段の規定により、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売、入札又はその他の方法による取引に係る価格に消費税額及び地方消費税額を加算した価格をいう。以下同じ）が、第1項の買受人等に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の買受人等に請求することができる。

第42条（売買取引の制限）

せり売り又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、開設者は、その売買を差止め又はせり直し若しくは再入札を指示することができる。

（1）談合その他不正な行為があると認めたとき。

（2）不当な値段を生じたとき、又は生じるおそれがあると認めたとき。

第43条（衛生上有害な物品の売買禁止）

開設者及び卸売業者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 取引参加者は、衛生上有害な物品は、市場において販売し又は販売の目的をもって所持してはならない。

3 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差止め、又は撤去を指示することができる。

第44条（卸売予定数量等の報告）

卸売業者は、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地を開設者に報告しなければならない。

（1）せり売又は入札により当日卸売をする物品

（2）相対取引により当日卸売をする物品

（3）第36条のただし書きの規定により、買受人以外に対して当日卸売をする物品

2 卸売事業者は、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに省令で定めるところによる高値、中値及び安値に区分した卸売価格の実績を開設者に報告しなければならない。

第45条（卸売業者による卸売予定数量等の公表）

卸売業者は、毎開場日販売開始時刻までに、省令で定めるところにより、その日の主

要な品目の卸売予定数量及びその主要な産地を公表しなければならない。

- 2 卸売業者は、毎開場日卸売が終了した後速やかに、省令で定めるところにより、その日の主要な品目の卸売の数量、主要な産地並びに省令で定めるところによる高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表しなければならない。

第46条（開設者による卸売予定数量等の公表）

開設者は、卸売事業者から第44条第1項の規定による報告をうけたときは、当日の販売開始時刻までに、省令で定めるところにより、その日の主要な品目の卸売予定数量及び主要な産地並びに前日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格を公表するものとする。

- 2 開設者は、卸売業者から第44条第2項の規定による報告をうけたときは、翌日の販売開始時刻までに省令で定めるところにより、その日の主要な品目の卸売の数量並びに省令で定めるところによる高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表するものとする。

- 3 開設者は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとする。

- (1) 第3条第2項に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (2) 食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容

第47条（仕切及び送金）

卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、売買仕切書及び次項第8号に規定する額の売買仕切金を交付しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の売買仕切書に、次の事項を明記しなければならない。
 - (1) 当該卸売をした物品の品目、等級、階級等の品質及び規格、単価（せり売、入札又は相対による取引に係る消費税額及び地方消費税額を含まない価格をいう。以下同じ。）及び数量
 - (2) 前号に規定する単価に数量を乗じて得た額の合計額
 - (3) 前号の合計額に応じた消費税額及び地方消費税額の和の額
 - (4) 第2号及び第3号の和の額（以下、「卸売金額」という。）
 - (5) 当該卸売に係る第49条に規定する委託手数料の額
 - (6) 当該卸売に係る費用のうち、委託者の負担となる費用の項目及びその額（消費税額及び地方消費税額を含む。）
 - (7) 第2号から第6号の消費税及び地方消費税の税率の和又はその区分

- (8) 第4号に規定する卸売金額から第5号に規定する委託手数料の額及び第6号に規定する委託者の負担となる費用の額を控除した額

第48条（仕切り及び送金に関する特約）

卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の交付について委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約の有効期間中保存しておかなければならない。

当該書面の内容を変更した場合も同様とする。

(1) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) 支払い方法、その他の特約の内容

第49条（委託手数料の額）

卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料の額（数量に単価を乗じた額を売買仕切書ごとに合計した額に定率を乗じた額に、消費税額及び地方消費税額を加算して得た額をいう。以下同じ。）を定めるときは、あらかじめその内容を開設者に届け出なければならない。

当該委託手数料の額を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 開設者は、前項の規定による届出を行う卸売業者から、その内容に関し、当該卸売業者の経営に与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。
- 3 開設者は、第1項の規定による届出の内容が、委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであること、公正かつ適正な取引を損なうものであること、卸売業者の財務の健全性を損なうものであること等のため、生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生ずると認めるとき、その他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。

第50条（条件付受託物品の販売不能の際の措置）

卸売業者は、卸売のための販売の委託の引き受けについて、措置その他の条件のある受託物品を相当期間内にその条件により販売することができないときは、その旨を委託者に通知してその指示を受けなければならない。

第51条（買受代金の支払義務）

買受人等は、卸売業者から買受けた物品の対価として、買受けた日から起算して3日後（卸売業者と買受代金の支払猶予の特約がある場合には、その特約の期日）までに買受代金（買受けた額に消費税額及び地方消費税額を加算した額をいう。）を支払わなければならない。

- 2 前項の特約は、その他の買受人等に対して不当な差別的取扱いとなるものであって

はならない。

第52条（卸売代金の変更の禁止）

卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金については、正当な理由があると開設者が認めたときでなければこれを変更してはならない。

第53条（その他の決済の方法）

市場における売買取引の決済については、第47条から前条に定めるところによるほか、当該売買取引の当事者間で決定した期日までに現金又は口座振替その他当該売買取引の当事者間で決定した方法により行わなければならない。

第4章 卸売業務に関する品質管理

第54条（物品の品質管理の方法）

卸売業者は、品質管理の責任者を定め、開設者に届け出るとともに、品質管理の責任者名を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 卸売業者は、品質管理の方法に係る次の事項を定め、前項の事項とともに開設者に届け出なければならない。

- （1）荷受け段階の品質管理に関すること
- （2）施設の温度管理に関すること（温度管理機能を有する卸売場に限る。）
- （3）卸売場内での物品の取扱いに関すること
- （4）卸売場内の衛生的な利用に関すること
- （5）取引後の速やかな物品の搬出に関すること
- （6）その他品質管理の徹底に関すること

3 市場関係事業者は、前項で定める物品の品質管理の事項に従わなければならない。

第5章 市場施設の使用

第55条（施設の使用指定）

市場関係事業者が市場内で使用する市場施設の位置、面積、期間、その他の使用条件は、開設者がこれを指定する。

2 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認める場合、市場関係事業者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。

3 前項の許可を得ようとする者の承認、保証金の預託及び額及び追加預託及び充当又は返還等、承認の取消し、規制等は、第26条から第29条を準用する。

4 第1項の市場施設の利用料は、別表に定めるとおりとする。

第56条（用途変更、原状変更、転貸等の禁止）

市場施設の使用者（以下、「使用者」という。）は、当該市場施設の用途若しくは原状を変更し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは使用させてはならない。

ただし、特別の理由により開設者の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 使用者が前項ただし書きによる開設者の承認を受けて、当該市場施設に建築し、造作し、もしくは模様替し、又は当該市場施設の原状を変更したときは、使用者は返還の際、原状回復を行い、又はこれに代わる費用の負担をしなければならない。

第57条（返還）

開設者と使用者の間の市場施設の賃貸借契約等の満了、使用者の死亡、解散もしくは廃業又は市場関係事業者の承認の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、開設者の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。

ただし、開設者の承認を受けた場合は、この限りではない。

第58条（補修弁償）

市場施設を故意若しくは過失により、滅失若しくは損傷した者は、その補修をし、又はその補修費用を弁償しなければならない。

第6章 管理

第59条（市場秩序の保持）

市場に入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 開設者は、市場秩序の保持又は公共の利益を図るため必要があると認めるときは、入場の制限その他必要な措置を執ることができる。

第60条（清潔の保持及び環境改善）

使用者は、廃棄物の適正処理等による市場の清潔の保持並びに排気ガス及び騒音の抑制等事業活動に伴う環境負荷の低減に務めなければならない。

また、自己の商品、容器その他の物件を整理するものとし、これを放置してはならない。

第 6 1 条（事業報告書の作成及び閲覧）

卸売業者は、事業年度ごとに、省令別記様式第 2 号により事業報告書を作成し、当該事業年度経過後 90 日以内に開設者に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1 年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 卸売業者は、市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

（1）当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

（2）安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

（3）同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申し出がなされた場合

第 6 2 条（無承認営業の禁止）

市場関係事業者がそれぞれの承認を受けた業務を行う場合並びに開設者が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

第 6 3 条（報告及び検査）

開設者は、市場関係事業者の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めたときは、市場関係事業者に対し、その業務又は財産に関して、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 開設者は、市場関係事業者の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、市場施設の使用に関し、その使用者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

第 6 4 条（改善措置の勧告及び命令）

開設者は、市場関連事業者の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該市場関連事業者に対し、その業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨の勧告及び命令をすることができる。

2 開設者は、市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、当該市場施設の使用に関し必要な改善措置をとるべき旨の勧告及び命令をすることができる。

第65条（監督処分）

開設者は、市場関係事業者がこの規程若しくはこの規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、これらの者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める処分をすることができる。

- （１）卸売業者 １８０日以内の期間を定めてその卸売業務の全部又は一部の停止を命ずること。
- （２）仲卸業者 第１３条第１項に規定する承認を取消し、又は１８０日以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。
- （３）売買参加者 第１９条第１項に規定する承認を取消し、又は１８０日以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。

２ 開設者は、関連事業者がこの規程若しくはこの規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第２６条第１項に規定する承認を取消し、又は１８０日以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

３ 市場関係事業者について、法人の代表者、法人若しくは人の代理人又は使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この規程若しくはこの規程に基づく規則、又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して１８０日以内の期間を定めて市場への入場を停止するほか、その法人又は人に対しても第１項又は第２項の規定を適用する。

４ 第１６条第３項の規定は、第１項又は第２項の規定による取消しの処分について準用する。

この場合において、同条第３項中「前項」とあるのは「第６５条第１項又は第２項」と読み替えるものとする。

第７章 変更

第６６条（業務規程の変更）

開設者は、次の事項に関して業務規程を変更しようとするときは、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、その他の利害関係者の意見を聴くものとする。

ただし、代表者会の意見を、これに代えることができる。

- （１）開場の期日及び時間
- （２）卸売業務に係る売買取引及び決済の方法
- （３）卸売業務を行う者に関する事項
- （４）卸売業務を行う者以外の関係事業者に関する事項

- 2 前項の規定により意見を聴くべき利害関係者の選定は、意見を述べることについて正当な理由を有する者のうちから開設者が指名することにより行うものとする。

第67条（変更後の周知）

開設者は、前条第1項各号に掲げる事項に関して、業務規程を変更したときは、速やかに、その内容を市場関係事業者に周知するものとする。

第8章 代表者会

第68条（代表者会の設置）

開設者は市場における売買取引及び市場施設等の共同利用、市場の活性化、将来構想、地域貢献のあり方等に関し必要な事項を調査審議させるため、代表者会を置き、開設者が主催して必要な時期に代表者会議を開催する。

第69条（所轄事務）

代表者会は、この業務規程の変更（第66条第1項各号に掲げる事項に限る。）に関し、開設者に意見を述べることができる。

- 2 代表者会は、市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に意見を述べることができる。
- 3 代表者会は、代表者会議における審議を通じて、市場の施設の有効活用、市場の活性化、神奈川県又は藤沢市等への地域貢献、社会貢献、市場の将来構想に関する行政への要請等について、開設者に意見を述べることができる。

第70条（組織）

代表者会は、市場関係事業者及び使用者のうちから、開設者が委嘱する。

第71条（庶務）

代表者会の庶務は開設者において処理する。

第72条（その他）

第68条から前条までに定めるもののほか、代表者会の組織及び運営に関し必要な事項については、開設者がこれを定める。

第9章 雑則

第73条（関係規程の制定）

この業務規程の施行に関して必要な事項は、開設者が別に定める。

附則

第1条（施行日）

この業務規程は、2026年4月1日から施行する。

ただし、次条の規定は、この業務規程を神奈川県が承認した日から施行する。

第2条（準備行為）

この業務規程による改正後の湘南藤沢地方卸売市場業務規程の規定による許可、認可、承認及び指定並びに登録及び届出並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この業務規程の施行前においても行うことができる。

第3条（経過措置）

この業務規程の施行前に改正前の業務規程（以下「旧業務規程」という。）又は旧業務規程に基づく規則その他の規程によってした処分、手続きその他の行為は、この業務規程又はこの業務規程に基づく規則その他の規程にこれに相当する規定があるときは、当該規定によってしたものとみなす。

別表

市場施設の利用率（以下の利用料金額を上限として契約書で定める）

種別	利用料金
卸売場利用料金	550円
仲卸売場利用料金	1,650円
買荷保管・積込所利用料金	660円
軒下荷捌所・大屋根下荷降利用料金	660円
卸売棟冷蔵庫	1,705円
卸売棟2階事務所利用料金	935円
卸売棟2階リフレッシュコーナー利用料金	550円
倉庫利用料金	1,210円
低温倉庫利用料金	2,750円
関連事業者1階売場利用料金	1,430円
関連事業者2階売場利用料金	1,210円
加工所利用料金	1,100円
会議室利用料金	1時間につき330円
土地利用料金	440円
配送棟利用料金	5,500円
食品流通棟利用料金	6,600円
生鮮センター（荷捌場・事務所棟）	2,750,000円
その他の事務所利用料金	1,430円
特設売場利用料金	日額 330円/㎡

※駐車場料金は「湘南藤沢地方卸売市場 駐車場利用規約」に別途定めることとする。

※利用料金は、1㎡当たりの月額単価。

ただし、配送棟利用料金、食品流通棟利用料金は3.3㎡（1坪）当たりの月額単価。

※生鮮センターは、荷捌場及び事務所棟全体の月額使用料金。

※利用料金の額が面積をもって定められている場合において、その面積に1㎡未満の端数があるとき、又はその面積が1㎡未満のときは、その端数又は1㎡未満の面積を1㎡として計算する。

※ただし、面積及び時間に係る利用料金については、消費税額及び地方消費税額を加算して徴収するものとする。

※特設売場利用料金は、消費税額及び地方消費税額を含む額である。